

徳島県議会議員一般選挙鳴門選挙区選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における鳴門選挙区の選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県議会議員一般選挙鳴門選挙区選挙長 河 原 英 治

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分